

秩父市の保育料表



- ※ 表中の()内の金額は、母子および父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等に該当した場合の金額です。
(母子・父子・在宅障がい児(者)のいる世帯等に該当するかどうかには、一定の条件があります。詳細はこども課までお問い合わせください。)
- ※ 税額は、住宅借入金控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除適用前の金額で算定します。
- ※ 表中の金額は月額です。



(1) 1号認定子どもの保育料表 (月額)

～ 認定こども園(幼稚園部分) ～

階層区分	定 義	保育料
第1	生活保護等の世帯	0
第2	市町村民税非課税世帯および市町村民税均等割のみ課税世帯	3,000 (0) ※第2子以降は0円
第3	市町村民税所得割額	77,100 円以下
第4		211,200 円以下
第5		211,201 円以上

1号認定子ども、2号・3号認定子どもとは…?

対象となる子ども	認定区分	利用できる施設
満3歳以上の就学前の子ども(2号認定除く)	1号認定	認定こども園(幼稚園部分)、一部の幼稚園
満3歳以上の保育を必要とする子ども	2号認定	認定こども園(保育園部分)、保育所(園)
満3歳未満の保育を必要とする子ども	3号認定	認定こども園(保育園部分)、保育所(園)、地域型保育

(2) 2号・3号認定子どもの保育料表 (月額)

～ 保育所(園)、認定こども園(保育所部分)、地域型保育 ～ ※年度途中で3歳になっても、その年度は3歳未満児です

階層区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護等の世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	4,500 (0) ※第2子以降は0円	4,500 (0) ※第2子以降は0円	3,000 (0) ※第2子以降は0円	3,000 (0) ※第2子以降は0円
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	9,200 (4,350)	9,200 (4,350)	7,800 (3,650)	7,800 (3,650)
第4	市町村民税所得割額	12,150 円未満	11,300 (5,350)	9,600 (4,450)	9,400 (4,400)
第5		24,300 円未満	12,100 (5,750)	11,900 (5,650)	10,300 (4,850)
第6		36,450 円未満	12,900 (6,150)	12,700 (6,050)	10,900 (5,100)
第7		48,600 円未満	13,500 (6,400)	13,300 (6,300)	11,500 (5,400)
第8		56,800 円未満	15,900 (7,950)	15,600 (7,800)	14,200 (6,000)
第9		65,000 円未満	18,600 (9,000)	18,300 (9,000)	16,700 (6,000)
第10		77,101 円未満	19,800 (9,000)	19,500 (9,000)	17,700 (6,000)
		81,000 円未満	19,800	19,500	17,700
第11		97,000 円未満	20,800	20,500	18,700
第12		109,000 円未満	23,300	22,900	21,400
第13		121,000 円未満	25,700	25,300	24,000
第14		145,000 円未満	28,100	27,600	26,100
第15		169,000 円未満	30,900	30,400	27,600
第16		213,000 円未満	34,700	34,100	30,000
第17		257,000 円未満	38,300	37,700	30,000
第18		301,000 円未満	42,300	41,600	30,000
第19		397,000 円未満	48,000	47,200	30,000
第20	397,000 円以上	52,100	51,200	30,000	

4月～8月分については前年度、9月～翌年3月分は当年度の市町村民税額をもとに保育料を決定します。毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。